

平成26年2月17日制定  
 平成27年4月1日改正  
 令和元年12月17日改正

## 1. 対応着手する場合

- ①調理員、栄養教諭、学校栄養職員、学校給食課職員、配送員及び配膳員（以下「給食関係者」という。）本人が、嘔吐下痢などの症状（以下「感染症状」）がある場合。
- ②給食関係者に感染症状は無いが、定期的な集団検査において陽性となった場合。（以下「不顕性感染者」という。）
- ③給食関係者の同居者において、感染症状がある場合。（本人には症状は無い場合）
- ④給食関係者が感染症状のある者と同一の感染機会（旅行、飲食等）で濃厚な接触がある場合。

## 2. 初動対応

- ・上記に該当する場合、給食関係者は直ちに所長及び学校給食課に報告するとともに、①の場合その職員は出勤を停止（早退）する。
- ・①、④の場合、速やかに感染検査を受ける。（検査キットを受取り、翌日11時までに検査機関へ持参。結果連絡はその日の18時以降。検体を採取できない場合は、採取でき次第提出）
- ・③の場合、給食関係者は同居者の症状が治まった時点で感染検査を受ける。検査結果が判明するまでは調理室への入室は禁止する。
- ・①、②で調理室への入室の可能性があった場合、当該学校給食センターは専門業者による消毒作業を実施する。
- ・陽性判定となった場合を想定し、対応方法の確認及び準備を行う。

## 3. 陽性が確認された場合の対応

- ・当該職員は、感染から概ね1週間後に再度検査を行う。症状が無くなったら事務所での執務は可とするが、陰性を確認するまでは調理室の入室は不可とする。
- ・給食停止の判断については、職種、感染の時期、発症の状況（嘔吐下痢した場所など）、学校給食センター（配膳室）での接触状況、配送校の健康状況などを総合的に判断して決定する。

## 4. 給食停止の決定について

### 【給食停止決定の判断】

- ・所長及び学校給食課長は上記3の状況等を総合的に判断し教育長、教育部長へ報告、了解を得て給食停止を決定する。

## 【給食停止の連絡】

- ・給食停止を決定した場合、下記関係者へ速やかに連絡する（検査結果が判明した後に決定するので、勤務時間外となる場合あり）。  
市長・副市長・教育長・教育部長・学校給食課・所長・関係学校長・給食関係職員  
配送委託会社・調理委託会社
- ・連絡を受けた関係者は、各自の連絡網によりそれぞれの職員等へ伝達するものとする。
- ・マスコミへの投込みを速やかに行う。
- ・関係する児童生徒の保護者への連絡は、学校を通じて連絡（通知）する。
- ・中止決定した日の昼食について牛乳のみ提供し、弁当持参、午前で帰宅などの判断は、学校が行う。その後の再開までの昼食は、弁当持参とする。  
（伊久美小分の牛乳は給食センターへ直接配送されるので、学校給食センター職員がセンター外部で受け取り、伊久美小へ配送する。）
- ・関係する給食関係者全員は、感染検査を受けるとともに自宅待機とする。ただし、食材手配調整等の必要な業務については、事務室にて消毒後に最小限の人数で行う。
- ・早急に専門業者による消毒作業を実施する。
- ・消毒作業実施日以降において、陰性が確定した学校給食センター関係職員は出勤し、再開に向けての業務や清掃作業等を行う。配送員、配膳員は再開前日に清掃作業を実施する。
- ・再開日程は、発症の程度、食材の確保状況などを勘案して決定する。

## 5. 職員の休日の扱い

- ・正職員（調理員、事務）…陽性の場合（不顕性感染者は除く）は病気休暇、陰性の場合  
は年次休暇
- ・臨時・嘱託職員…陽性の場合（不顕性感染者は除く）は特別休暇、陰性の場合  
は年次休暇または無給休暇
- ・栄養教諭、学校栄養職員…陽性の場合（不顕性感染者は除く）は私傷病による特別休暇  
（島田市立小中学校処務規程による）、陰性の場合  
は年次有給休暇  
※病気・特別休暇は、医師の診断書に替え検査結果表をもってあてることができる。

## 6. その他

- ・民間委託の学校給食センターにおいても、同様の取扱いとする。ただし、民間事業者の基準が市基準を上回る場合は、民間事業者の基準を適用するものとする。
- ・給食関係者以外からの感染の影響を受ける恐れがある場合（児童生徒、納入業者等）、関係箇所の徹底消毒や接触回避などの対応を行ってもらう。